

転居

に関連するおもな手続き

 下記にあてはまるものがないか 確認してください	手続き	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの いずれかをお持ちの方	カードの住所変更	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード	②市民サービスカ ウンター	
	申請したマイナンバーカードを 受け取っていない方	カードが出来上がりましたら、 新住所あてにお知らせします ※新住所を追記します 新住所のみ記載したカードを ご希望の場合は再申請が必要です	※再申請を希望する場合は ②番窓口でご相談ください		
	印鑑登録をしている方	住所は自動的に変更になります			
※各種保険証・受給者証・認定証等は、 後日郵送 で送付いたします					
保険 年金	国民健康保険に加入している方	国民健康保険証の交付	旧住所の国民健康保険証 (兼高齢者受給者証)	①保険・年金	
	→各種認定証をお持ちの方	認定証の住所変更	・旧住所の限度額適用認定証 ・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など	①保険・年金	
	75 歳以上の方 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	新しい後期高齢者医療保険証の交付	旧住所の後期高齢者医療保険証	①保険・年金	
	→各種認定証をお持ちの方	新しい認定証の交付	・旧住所の限度額適用・標準負担額減額認定証 ・旧住所の特定疾病療養受療証など		
	年金を受給中の方	年金の住所変更 ※共済年金の方は共済組合へ	※住民票コードが「未収録」の方は 窓口でご相談ください	①保険・年金	
高 齢 障がい	介護保険証等をお持ちの方 (65 歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険資格異動届 介護保険証等の住所変更	・介護保険証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証	④福祉	
	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	④福祉	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を お持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障がい者医療費受給者証 (交付されている方)	①保険・年金	
こども	小学生・中学生のお子さんがいて、 通学区域が変わる方	転校手続き (転入学通知書の交付)	前の学校で発行された ・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と転入学通知書を学校へ提出 ※印鑑が必要な場合があります	4 階 学務課	
	児童手当を受給している方 (0 歳～18 歳になる年度の末日までのこども)	住所変更	児童の属する世帯全員の住民票 (子どもと別居し市外に住んでいる場合) ※公務員世帯の方は、勤務先へ 申請してください	こども未来課 0126-62-3147	
	児童手当を受給していて、児童と異なる 住所に住む方	別居監護の申立 ※同月中に同居になる場合は不要			
	子ども医療費受給者証をお持ちの方 (0 歳～18 歳になる年度の末日までのこども)	子ども医療費受給者証の 住所変更 ※変更届の提出が必要	子ども医療費受給者証	①保険・年金	
	保育園に入園しているお子さんがいる方	住所変更		こども未来課	
	ひとり親家庭等に該当している方 ※世帯構成に変更がある方は、 別に手続きが必要になる場合があります	児童扶養手当の住所変更 ひとり親家庭等医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	※受付窓口でご相談ください ひとり親家庭等医療費受給者証	こども未来課 ①保険・年金	
	特別児童扶養手当を受給している方	特別児童扶養手当の住所変更	特別児童扶養手当証書	こども未来課	
	重度心身障がい者の医療費受給資格をお持ちの方	重度心身障がい者医療費 受給者証の住所変更 ※変更届の提出が必要	重度心身障がい者医療費受給者証	①保険・年金	
税・料金	上下水道を使用する方、または使用をやめる方	使用開始申込み、または中止届	窓口またはインターネットで 手続きできます	⑤水道・下水道	
	市税・保険料の納付について相談される方	納付相談		③市税	
その他	市営住宅を退去する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅の退去手続き	※入居者が増減する場合、必ず届出が必要です 窓口でご相談ください	2 階都市建築住宅課	
		市営住宅の同居手続き			

その他	犬を飼っている方	犬の登録事項変更届			⑥廃棄物・墓地・畜犬・市民バス・交通
	市営墓地を使用している方	本籍・住所・氏名等変更届	住民票、戸籍謄本等		
	し尿のくみ取りを利用していた方	※業者へ直接転居する旨を連絡してください			北海道コンポスト(株) 0126-63-3549 (株)美唄環境センター 0126-64-2305
	ごみの分別方法	窓口で配布している『美唄市ごみ分別辞典』のほか市ホームページ、美唄アプリでも確認できます。			⑥廃棄物・墓地・畜犬・市民バス・交通
	多量に出るごみを処分したい方	臨時収集の申し込み (事前申込制、有料)			
	粗大ごみの処分が必要な方	事前申込制(有料) ※冬期間の収集は行いません。			⑥廃棄物・墓地・畜犬・市民バス・交通



美唄市役所

〒072-0026
美唄市西3条南1丁目1番1号

代表電話番号 0126-62-3131

開庁時間 あさ **8時45分** ~ 夕方 **5時15分**
(土曜・日曜・祝日、年末年始の開庁日はお休みです)



令和6年10月改定

美唄市ホームページ <https://www.city.bibai.hokkaido.jp/>



手続きチェックシート 転居

美唄市内で引越しされた方へ

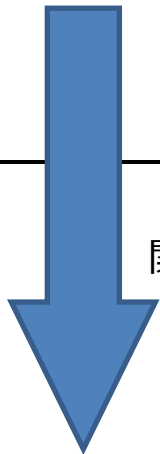
忘れずにお持ちください

転居届

住み始めた日から **14 日以内**に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」
または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」



関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をいたします。
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を
証明できるもの、免許証、許可証>

**1点で
本人確認
できるもの**



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

**確認に
2点が
必要なもの**

- ・健康保険証
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・顔写真付きの社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続きするときは

1. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる方との関係や
委任状等により確認させていただきます。
3. 番号制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる方の
マイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。